

観光税検討委員会の 進め方について

委員会の目的と答申

検討委員会設置の目的

- 長野県において2026年6月1日より宿泊税の徴収が予定されていることも踏まえ、長野県宿泊税と野沢温泉村の観光税・観光振興財源の調査検討を実施するために、本検討委員会が設定された。

観光税検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 野沢温泉村の観光振興財源の確保について、長野県宿泊税と野沢温泉村の観光税に関する調査検討をするため、観光税検討委員会を設置する。

(調査検討課題)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ次の事項について調査検討するものとする。

- (1) 長野県宿泊税及び観光税に関すること。
- (2) 観光振興財源に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光関係団体を代表する者
- (3) 経済団体を代表する者
- (4) 宿泊事業者を代表する者
- (5) スキー場運営会社を代表する者
- (6) 村議会議員
- (7) その他村長が適当と認める者

検討委員会のスケジュール

- 本日（2025年7月23日）を第1回とし、下記のとりのスケジュールで実施する。

